

質疑応答書

科目名：図書館の制度と政策課題

講師名：大石 豊

質問

学校司書が置かれていない小学校へ、図書館司書を派遣（週4時間又は必要な時に月1回）して、学校の担当教員と保護者等読書ボランティアとともに、学校図書館の環境を良くする動きは、全国的にありますか。

回答

「平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について」（平成28年10月13日 文部科学省児童生徒課）では、「学校司書を配置している学校数」の割合（小学校）は59.2%ですが、県によって大きく差があります。なお、「常勤の学校司書を配置している学校数」の割合（小学校）は12.4%で、非常勤職員数の割合が高いです。また、「ボランティアの活用状況」は、「ボランティアを活用している学校数」の割合が81.4%、内訳では、「読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援」が93.4%、「学校図書館の書架見出し、飾りつけ、図書の修繕等支援」が43.5%、「配架や貸出・返却業務等、図書館サービスに係る支援」が16.0%です。さらに、「公共図書館との連携状況」は、「公共図書館との連携を実施している学校数」の割合（小学校）は82.2%で、内訳では、「公共図書館資料の学校への貸出」が94.8%、「公共図書館司書等による学校への訪問」が25.5%、「公共図書館との定期的な連絡会の実施」が22.5%です。なお、ご質問の状況での学校図書館の環境を良くする動きについて、データに基づく確認はできませんでした。

平成28年11月29日付け、文部科学省初等中等教育局長 藤原誠 発 28文科初第1172号「学校図書館の整備充実について（通知）」の「学校図書館ガイドライン」（ホームページ公開）は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものです。これを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であるとしています。この内容を実際の学校図書館の運営に生かしていくに当たり、『学校図書館ガイドライン活用ハンドブック 解説編』（堀川照代編著 悠光堂 2018.10）が参考になります。「学校図書館整備・活用の現状その改善に向けて」（p149）に「学校司書の配置形態と業務内容の幅の大きさ」として、類型化はむずかしいのですが、3段階の例示があります。例えば、A段階（公共図書館職員が訪問して学校図書館を整備する、学校司書が巡回する、教員兼務する、週に2～3日、1日4～5時間勤務）の業務内容を、学校図書館の環境整備、図書の整理、貸出返却、児童生徒への対応、司書教諭や図書主任の補助的としています。教員にとって学校司書は「外から入ってくる人」という感が否めないこと、業務内容は学校図書館の整備にとどまるとしています。ご質問の段階はこの段階にやや近いのではないのでしょうか。B段階（ひとり1校担当、2校掛け持ち、週4～5日勤務、1日4～5時間、1日7～8時間）の業務内容としては、図書リストや図書館だよりの作成、読書活動を支援・促進する、教科学習へ資料を提供するとしています。主に読書活動の支援・促進にあたること、請求されれば教科学習へ資料提供すること、当然ながら、学校司書の勤務時間が長いほど教科担任及び教科学習と関わる時間は長くなり、教育的支援が多くなるとしています。C段階（専任で毎日勤務、職員室に机を持つ）の業務内容としては、調べ学習の支援、授業への参加、授業づくりへの支援としています。このほか、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（p17-18）では、図書館について、特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努めることとしています。

質疑応答書

科目名：図書館の制度と政策課題

講師名：大石 豊

質問

図書館を運営するにあたり、図書館協議会の活用は重要であるが、指定管理者制度を導入した際、教育委員会が設置した図書館協議会を「館長の諮問機関」とするとすれば、指定管理者の館長が運営・諮問すると考えられます。その際、図書館行政や政策は指定管理者が諮問できるのかなど、疑問がありますが、先駆的な事例や留意点などございましたらご教示ください。

回答

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。図書館の設置及び運営上の望ましい基準では、「地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする」とし、「住民の具体的な図書館に対する要望なり意見なりを、図書館奉仕を実施する責任者とも言うべき館長に対して反映せしめるために置かれるのである」（西崎恵【文部省社会教育局長】著『図書館法』日本図書館協会 1970 p100）としています。また、図書館協議会は、教育委員会の附属機関です。図書館法第13条第1項で公立図書館に館長を置くと規定し、教育委員会が公務員として任命しますが、大阪府大東市図書館運営特区への文部科学省回答で「教育委員会が図書館の管理を指定管理者に行わせる場合（中略）、公務員でない館長については教育委員会が任命する必要はない」とし、「指定管理者に館長業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるものと考えています」としました。図書館協議会の委員は、特別職の非常勤公務員です。「民間事業者の職員である「図書館長」の諮問機関の委員に、教育委員会が任命する非常勤特別公務員が就任することになるわけで、民間事業者の職員の諮問に応える公務員によって構成される附属機関」（鎌水三千男著『図書館と法』改訂版 日本図書館協会 2018 p98）となり、悩ましいです。図書館長や図書館の根幹部分が直営の場合、自治体の地域館等が指定管理で中心館が直営の場合は館長が公務員ですが、中心館が指定管理の場合、図書館運営をきちんと評価できる職員が教育委員会等に必要と考えます。望ましい基準では、図書館の運営状況について、目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うほか、図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会の活用その他の方法により評価を行うよう努めるものとする旨を示しています。図書館協議会の設置や活用を推奨し、指定管理者導入に伴う廃止は悩ましいです。なお、守谷市議会会議録によれば、図書館の運営に関する評価について図書館協議会を第三者評価機関として位置づけ、定例教育委員会で議決をし、教育委員会から正式に図書館協議会に諮問をしたそうですが、「有識者等で組織する図書館協議会に教育委員会が諮問するという行為は、何ら違法性があるものではないという見解を文部科学省社会教育課からも頂戴しております。」との答弁を市長がしています（JLAメールマガジン第909号、守谷市議会平成30年6月定例会6月11日-03号）。図書館協議会（附属機関）でない委員会を図書館運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設ける場合、図書館の今後の在り方など図書館政策について、教育委員会が生涯学習審議会、社会教育委員会議で審議する場合、有識者検討会議等で議論した提言を受け、教育委員会議で決める場合もあります。なお、中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育振興方策について（答申（案）」）では、今後の社会教育施設の所管の在り方での担保措置の例として、社会教育委員会議の活用や社会教育施設の管理運営に関する委員会組織の設置についての議論や意見に触れています。

質疑応答書

科目名：図書館の制度と政策課題

講師名：大石 豊

質問

例えば、A小説という資料が市立図書館にあって、同じ市の10校以上の小学校にもそれぞれ1冊ずつ保有していた場合、同じ市の税金で重複して多くのA小説を購入していることになり、税金のむだ遣いと指摘されかねません。

全国の事例の中には、コスト削減のため、公共図書館と学校図書館間の連携のもとで同じ書籍の重複調達をなくしているという実践がされているのでしょうか。また、この税金のむだともとれる重複調達を抑制する良い方法はありますか。

回答

公共図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的としています。また、学校図書館は、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的としています。

学校図書館は、教育課程の展開に寄与しうる資料を収集するため、学習指導要領など学年ごとの教科における学習内容の展開を考慮しなければなりません。また、児童又は生徒の健全な教養の育成には読書が重要で、蔵書の質が大切になります。長い間読み継がれる基本図書になる蔵書群、将来基本図書に入る可能性のある蔵書群、読書へのきっかけとなる手にとりやすい蔵書群（『児童図書館サービス論』赤星隆子、荒井督子編著 理想社 2010 p89-91）があります。公共図書館と学校図書館の各役割・機能・サービスが十分に発揮されるよう蔵書を構築します。

平成28年11月29日付け、文部科学省初等中等教育局長 藤原誠 発 28文科初第1172号「学校図書館の整備充実について（通知）」の「学校図書館ガイドライン」（文部科学省ホームページ公開）の内容を実際の学校図書館の運営に生かしていくに当たり、『学校図書館ガイドライン活用ハンドブック 解説編』（堀川照代編著 悠光堂 2018.10）の図書館資料の選定（p73-74）では、選定基準による組織的、計画的選定や、基本図書目録、選定図書案内についての解説があります。なお、「平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について」（平成28年10月13日 文部科学省児童生徒課）では、「学校図書館図書標準の達成状況」の「図書標準達成（100％）学校数」の割合（小学校）は66.4％です。『学校図書館ガイドライン活用ハンドブック 解説編』の「他校図書館や他機関との連携」（p40-41）では、学校図書館が、他の学校や公共図書館と連携し資料の横断検索や相互利用ができるようにすることで、読書環境が向上し資料提供が保証され学校図書館の活性化につながるとしています。学校図書館の蔵書のデータベース化、学校司書の配置、学校と公共図書館との物流ネットワークの形成、資料の相互貸借が行われ、情報の共有化が進んでいる自治体もあります。なお、「学校図書館の現状に関する調査」では、「学校図書館の蔵書のデータベース化の状況」（小学校）は、「蔵書をデータベース化している学校数」の割合が73.9％です。公共図書館や他の学校の図書が簡単に借りられるよう、学校図書館支援センターが連携・協力の拠点として活動している自治体もあります。市川市学校図書館支援センターでは、公共図書館が学校図書館専用の図書を保有し、利用の多い図書は副本を揃えたり、学校では購入が難しい高額な図書を保有したりして、児童生徒の学習に役立てるために常に準備をしているそうです（『学習指導と学校図書館』齋藤泰則編 樹村房 2016 p148 富永香羊子「市川市学校図書館視線センターの実践」）。